

《医師の診断を受け保護者が記入する『登園届』が必要な感染症》

◆保育所・こども園入所児がよくかかる下記の感染症については、登所・登園のめやすを参考にかかりつけ医の診断に従い、『登園届』（別紙）を提出してください。

また診断を受け次第、各保育所・こども園へお知らせください。

◆医師の意見書が必要な感染症と同様に、感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所・こども園生活が可能な状態となつてからの登所・登園となるようご配慮ください。

感染症名	登所・登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること * 痂皮：かさぶた
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※「登園届」の記入様式は別紙に記載がありますので、コピーしてご使用ください